

文教委員会資料

1 令和7年第3回定例会追加議案の説明

(1) 議案第173号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第173号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和7年10月9日)

議案第 1 7 3 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の主な内容

(1) 医療費の助成対象となる年齢の引上げ

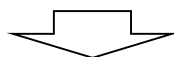
「満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者」

→ 「満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者」

(2) 通院医療費の助成に係る一定の自己負担を廃止するもの

【現行】

対象年齢	助成の範囲
0 歳～ <u>満 1 5 歳</u> （中学校 3 年生）	<u>通院（※）・入院</u> ※ <u>小学校 4 年生～中学校 3 年生は、</u> <u>通院 1 回当たり 5 0 0 円を控除した</u> <u>額</u>



【改正後】

対象年齢	助成の範囲
0 歳～ <u>満 1 8 歳（※）</u> ※ <u>満 1 8 歳に達する日以後の最初の</u> <u>3 月 3 1 日までの者</u>	<u>通院・入院</u>

2 改正の影響

(1) 医療費の助成対象者の増加見込数 約 3 4, 0 0 0 人

※ 令和 6 年度医療費助成対象者数 約 1 7 9, 0 0 0 人

(2) 事業費の増加見込額 約 1, 3 5 6, 0 0 0 千円（1 年度当たり）

（うち 扶助費 約 1, 3 0 0, 0 0 0 千円 事務費 約 5 6, 0 0 0 千円）

※ 令和 7 年度当初予算額 6, 8 7 9, 2 0 8 千円

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号 (定義) 第2条 この条例において「小児」とは、<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。 2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 3 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者<u>（同法による世帯主又は組合員を除く。以下この項において同じ。）若しくは規則で定める保険各法（以下「保険各法」という。）による被扶養者であるものの保護者又は本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者又は保険各法による被扶養者に限る。）（以下「被扶養者でない小児等」という。）とす</u>	○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号 (定義) 第2条 この条例において「小児」とは、<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者<u>その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるもの</u>をいう。 2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 3 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者<u>又は規則で定める保険各法（以下「保険各法」という。）による被扶養者であるものの保護者とする。</u>

改正後	改正前
る。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者 <u>又は被扶養者でない小児等</u>は、対象者としな (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 (4) 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）により医療費の助成を受けることができる者 (5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）により医療費の助成を受けることができる者 （医療証の交付申請） 第4条 医療費の助成を受けようとする保護者 <u>又は被扶養者でない小児等</u>は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （助成の範囲） 第5条 市長は、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者 <u>若しくはそれらの被扶養者</u>が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。 <u>（削除）</u>	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者としな (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 (4) 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）により医療費の助成を受けることができる者 (5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）により医療費の助成を受けることができる者 （医療証の交付申請） 第4条 医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （助成の範囲） 第5条 市長は、<u>次項の場合を除き</u>、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。<u>次項において同じ。</u>）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額 <u>（次項において「控除後の額」という。）</u>を助成する。 <u>2 市長は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者その他市長が特別の理由があると認</u>

改正後	改正前
	<u>める者で規則で定めるもの（９月１日（以下「基準日」という。）から翌年の８月31日までの間に受けた医療について、その者の保護者が当該基準日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割が課されていない者（同法第323条の規定により当該市町村民税所得割を免除された者その他規則で定める者を含むものとし、当該市町村民税所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者を除く。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（入院又は薬剤の支給に係るものを除く。）が行われた場合における医療費のうち、控除後の額から１回の診療又は手当につき500円（控除後の額が500円に満たない場合には、当該控除後の額）を控除した額を助成する。</u>